

「HRsD アジア財団友の会（略称：友の会）」会則

（目的）

第1条 「HRsD アジア財団友の会（略称：「友の会）」は、財団の活動を理解し、支援と協力の意思のある個人、およびアジア各国市民との友好交流や国際貢献活動に関心を有する個人と連携し、より良い財団事業の発展に寄与することを目的とする。

（会員）

第2条 第1条の目的に賛同する者は、会員となる資格を有する。

第3条 会員となることを希望する者は、別に定める書式に沿い会員登録申請を「友の会」事務局に行うものとする。

第4条 日本語教師として研修所等への派遣を希望する者は、会員登録申請とともに日本語教師の登録申請を行うものとする。

第5条 会員は、特定の課題について有する知識や経験について助言や協力を求められることがある。

（友の会事務局）

第6条 「友の会」事務局は財団内に置き、財団事務局長が所管する。

第7条 「友の会」事務局は会員に対して以下の活動を行う。

- (1) 「財団ニュース」等刊行物の配布または頒布
- (2) 「友の会カフェ」等各種イベントの企画
- (3) その他、「友の会」として必要な活動

（会費）

第8条 年度のはじめと終わりまでを1期間とし、期間ごとに「友の会」会費として一人当たり年額 1500 円を徴収する。

- (1) 期間途中の入会であっても会費は同額とする。
- (2) 学生および外国籍で本邦外に在住する者の会費は免除する。
- (3) 一度納入された会費は返却しない。

（会員証の発行）

第9条 会員となった者には会費納入後会員証を発行する。

(会員資格の継続および退会)

第10条 会員資格は以下の場合を除き、毎年度自動継続とする。

- (1) 会員本人から退会の申し出があった場合
- (2) 財団から退会の申し出を行った場合
- (3) 友の会が活動を停止した場合

(会則の改廃等)

第11条 本会則の改廃にあたっては、常任理事会の承認を得ることとする。

付則

本会則は、2019年4月1日から施行する。ただし、当該常任理事会の承認後、会員募集等本会則に基づいて「友の会」活動の準備を進めることを妨げない。

「(公財) 日中技能者交流センター友の会 (センター友の会)」会則は2019年3月31日をもって廃止する。

以上